確定申告に関するお知らせ

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、納税する手続きです。源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足があれば、この手続きで精算します。

平成25年の所得から、従来の所得税に加え、東日本大震災からの復興のため、所得税に2.1％上乗せされる復興特別所得税がかかります。

詳細は国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

※日本国内に住所がある方や現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税および復興特別所得税を納める義務があります。

熊谷税務署からのお知らせ

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1％の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税額が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

平成23年分以後の各年分で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※確定申告不要に該当する方であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、確定申告書の提出が要件となっている控除（例：純損失や雑損失の繰り越し控除など）の適用を受ける場合にも、確定申告書の提出が必要となります。

問い合わせ／熊谷税務署（☎521・2905）へ。※自動音声案内の「2」をお選びいただくと、税務署のオペレーターにつながります。

町・県民税の均等割の税率が変わります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町・県民税の均等割額が5、000円に引き上げられます。

増額された税は、各自主防災組織への資機材貸与や防災備蓄倉庫の整備等に充てられ、地域防災力の向上を図ります。

なお、所得割の税率10％（町6％・県4％）に変更はありません。

均等割の税率／

現行 平成25年度まで4、000円（町民税3、000円・県民税1、000円）

改正後 平成26年度から平成35年度まで5、000円（町民税3、500円・県民税1、500円）

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

ご利用ください！ 税理士による確定申告無料相談

税理士事務所では、年収入金額が600万円以下で、次に該当する方を対象に確定申告相談と申告書の作成指導を行います。

期間／2月3日(月)～14日(金)（土・日曜日、祝日を除く）

対象／①年金を受けている方、②給与所得者で医療費控除を受けようとする方、③年の途中の退職、または就職等により年末調整を受けていない方

費用／無料

申し込み／事前にお申し込みください。

問い合わせ／関東信越税理士会熊谷支部（☎521・3312）、またはお近くの税理士事務所へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

【町の文化向上のため】

▼金70、000円＝匿名

▼金30、000円＝匿名

【社会福祉のため】

▼金20、000円＝彩の国歌謡推進委員会　民謡若里会　様

▼金100、000円＝千葉県市川市　松村　純康　様

【教育振興のため】

▼写真集（ふるさと漫写）15冊＝大字寄居　岩田　省三　様

▼金100、000円＝寄居ライオンズクラブ　会長　茂呂　忠史　様

▼写真集（秩父・奥秩父の山塊）9冊＝北本市宮内　高橋　正　様

【保健福祉の増進のため】

▼金150、000円＝上尾市春日　本田　守　様

▼金100、000円＝東京都新宿区　岩田　哲　様

【食育とお口の機能を育てることの意識向上のため】

▼冊子（お口の機能を育てましょう）100冊＝清水歯科医院　院長　清水　敦　様

小学校の入学説明会

今年4月に小学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を次のとおり実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずにご出席ください。

なお、中学校の入学説明会については、本誌12月号をご覧ください。

問い合わせ／各小学校へ。

学校名	月日（曜日）	受付時間	電話番号
寄居小学校	2月4日(火)	午後1時40分～2時	☎581・0102
桜沢小学校	2月3日(月)	午後1時15分～1時30分	☎581・0131
用土小学校	2月13日(木)	午後1時30分～1時45分	☎584・2004
折原小学校	2月19日(水)	午後1時20分～1時30分	☎581・0328
鉢形小学校	2月13日(木)	午後1時15分～1時30分	☎581・3300
男衾小学校	2月6日(木)	午後1時　～1時20分	☎582・0037

おむつ代の医療費控除について

介護保険による要介護認定を受けて、おむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者（大里広域市町村圏組合）が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

ただし、次の要件を満たすことが必要です。

・要介護認定有効期間が平成25年中にあること。

・要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあることおよび尿失禁の発生可能性が確認できること。

・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること（初めての方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です）。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課（☎501・1330）、または大里広域寄居介護保険事務所（健康福祉課内、☎581・2121内線123、124）へ。

介護保険要介護認定者の障害者控除の認定について

65歳以上（平成25年12月31日現在）の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、税法上の障害者控除の適用を受けることができます。

この場合、健康福祉課へ障害者控除対象者認定申請を行い、障害者控除対象者認定書を受け、申告の際にお持ちいただくことになります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123、124）へ。

受け付けます！

小規模修繕契約希望者登録

この登録制度は、町が発注する小規模な修繕・工事のうち、入札参加資格審査申請のない方でも契約することができる「小額で内容が簡易な契約」を希望する方を登録し、町内の小規模事業者の受注を拡大しようとするものです。

審査には『建設業法』に基づく経営事項審査などの必要がなく、簡単な手続きで登録することができます。登録を希望される方は、財務課に備え付けの「申請案内」により申請書などを作成して提出してください。「申請案内」は町公式ホームページからもダウンロードできます。

現在、登録されている事業者についても、更新のため改めて登録が必要となります。

期間／2月17日(月)～28日(金)（土・日曜日を除く）

時間／午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

場所／財務課

登録できる方／町内に住所を有する個人・町内に主たる事業所を有する法人

※入札参加資格申請（建設工事）を提出している場合は登録できません。

提出書類／申請書

※添付書類についての詳細は「申請案内」をご覧ください。

申請方法／郵送、または持参（期間内必着）

資格有効期間／平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間

その他／平成26年4月1日以降も随時受け付けます。

物品等入札参加資格審査申請の追加受付について

平成26年度に行う物品等の競争入札に参加を希望される方は、財務課に備え付けの「提出要領」により、対象業務の資格審査申請を行ってください。

「提出要領」は、町公式ホームページからもダウンロードできます。

期間／郵送 1月27日(月)～2月13日(木)（必着）、持参 2月3日(月)～2月13日(木)（土・日曜日、祝日を除く）

時間／午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

場所／財務課

対象業務／①事務機器、機械類など物品の納入・買受け・賃貸、②建設資材の納入、③印刷、製本、④建築物の管理、廃棄物処理、⑤電算、催物、各種調査などその他の委託業務

提出書類／申請書

※添付書類についての詳細は「提出要領」をご覧ください。

提出方法／郵送、または持参

資格有効期間／平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線322、324）へ。